

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

糸満市教育委員会

<基本的考え方>

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、基本的な感染対策(「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等)を徹底していく必要があります。

<マスク着用の考え方>

| 場面 | | 場所 | | 屋内 | 屋外・登下校 | 体育の授業や運動部活動での活動の場面 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--|---|-----------------|--------------------|
| | | | | 外気の流入が妨げられる、建物の中、公共交通機関の中など | | |
| 通常の対応 | 身体的距離が確保できない | 会話を行う | | 着用を推奨する | 着用を推奨する | 着用の必要はない |
| | | 会話をほとんど行わない | | 着用を推奨する | 着用の必要はない 事例③ | 着用の必要はない |
| | 身体的距離が確保できる(2m以上を目安) | 会話を行う | | 着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可) | 着用の必要はない 事例④ | 着用の必要はない |
| | | 会話をほとんど行わない | | 着用の必要はない 事例① | 着用の必要はない | 着用の必要はない |
| 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合 | | | | 着用の必要はない 事例② | 着用の必要はない | 着用の必要はない 注2 |

注1 十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスク着用を推奨する。

注2 活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底する。

事例① 個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

事例② 冷房が効かない教室での授業や体育館での集会

事例③ 屋外で行う自然観察や写生活動等の教育活動

事例④ 離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない遊び